

総務常任委員会会議録

令和2年6月5日

寒川町議会

出席委員 佐藤（正）委員長、吉田副委員長

柳下委員、山田委員、岸本委員、関口委員、中川委員、小泉委員、青木委員、黒沢委員

欠席委員 なし

事務局職員 新藤議会議務局長、亀井議会議務局次長、波多野主任主事

案 件

(付託議案)

1. 陳情第3号 「親子交流への改名を求める意見書の提出」を求める陳情書

午前9時04分 開会

【佐藤（正）委員長】 それでは、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託陳情1件でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、陳情第3号 「親子交流への改名を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

まず、この陳情について、事務局をもって朗読いたさせます。

亀井事務局次長。

【亀井議会議務局次長】 それでは、陳情を読み上げます。

陳情第3号、「親子交流への改名を求める意見書」の提出を求める陳情書。

陳情の要旨。

「親子交流への改名を求める意見書の提出」を求めます。国（法務省）に対し、地方自治法第99条に基づき、別居、離婚後の面会交流という表現を、親子交流へ改名を求める意見書を提出してください。

陳情の理由。

面会交流とは、別居、離婚後に子どもを養育、監護していないほうの親（以下別居親）と子どもによって行われる面会及び交流のことです。以前は、面会交渉と称されていましたが、現在は面会交流と呼ばれています。この面会という言葉は、日本において主に「時間を限って面会する」の用に用いられます。例、病院の面会時間、社長に面会を申し込む、このように、面会は特別のところにいる人や地位の高い人に会うこと、そうした立場の人が訪ねてきたときに主に使われています。予約する、許可を得るなどの手続を取って会う場合が非常に多いです。

また、面会の二文字は日本において犯罪者を想起させます。留置場での面会という言葉は、テレビドラマでもよく耳にするのではないのでしょうか。別居親も子どもも犯罪者ではありません。親子が会うことに対して、子どもの視点や福祉の観点、親の視点や立場から見ても、ごくごく自然なことであり、人権上の観点から見ても至極当然なものであると考えます。それは、特別なところにいるわけでもなく、地位の高さもないものです。当たり前なものなのです。海外の例を見ましても、国連の委員会による子どもの権利条約が批准、日本は1994年4月に批准された後では、面会を意味するアクセスという言葉は、交流すること、コンタクトという言葉に置き換えられております。子どもが健全に発育するためには、

別居、離婚後も両親の協力が不可決であり、国連の子どもの権利委員会は、用語を養育権や面会権から、共に暮らすこと、交流を保つことに変更されるよう提唱されております。ペアレンティングタイム、親子時間などとも表現されております。

以上の観点から見ても、現状の面会交流という表現は、親子の交流を表現するに不適切であると考えます。子どもも理解できるように、親子交流への名称変更を提案します。

令和2年5月19日。

寒川町議会議長、関口光雄殿。

陳情者、神奈川県座間市さがみ野1丁目11番36号エクレールさがみ野302。高木一郎。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 朗読が終わりました。当陳情におきまして、進め方について委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思うんですが、所管する担当課が性質上見当たらないというところがあるんですが、ちょっとその点も踏まえてご意見をいただけたらと思うんですが。進め方についてです。

中川委員。

【中川委員】 国だと、多分、民法に関することなので、法務省民事局が所管なのかなと思うんですが、今、委員長もおっしゃったように、町だと所管している担当課が見当たらないと思うので、ちょっとこのまま進めざるを得ないのかなというのが、私の率直な印象なんですけど、いかがでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 そのまま進めようという意見がありましたけれども、いかがですか。担当課については、ちょっと、ないということなので説明の受けようがないのかなというふうに思っておりますので、それでは、このまま進めていきたいと思うんですが、いかがいたしましょう。そのまま討論、採決に入っていくか、それともご意見等あればと思うんですが、どうですか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 うちの会派でもいろいろ調べたんですけど、なかなか名前の変更だけの陳情はちょっと見当たらなかったのが現状で、1つ、ネットの中で見つけたのは、小田原が、5月22日の受付か何かで出されていたんですけど、その辺の他市の状況とかは確認しちゃっているのかどうか、この後。

【佐藤（正）委員長】 事務局のほうから情報があれば、どうですか。大磯と二宮が陳情が出されているという話です。採決については、これからという形になっています。現状としては、そのような形となっております。

ほかにどうですか。

山田委員。

【山田委員】 私たちも、いろんなネットなんかの部分も調べてみたんですけど、国会議員のほうにいろんな要請をやって発言した資料なんかも出ていたりするんですけど、これ、担当部署もないということで、なかなか調べるのも大変というのがあるんですけど、ほかの自治体でも、市町村レベルであまり陳情というものは出ていないんですか。調査というか、そういうものを担当部署もないということなので、調べるのも難しいんですけど、今後の経過というか、見たほうがいいのかないのかなというのがあるので、その辺、判断がなかなか難しいんですけど。

【佐藤（正）委員長】 他市町村の状況は今言ったとおり、大磯と二宮ですか、出ているところが。

採決はまだということになっています。

どうでしょう、ほかにご意見等あればと思うんですが。どうですか。特に担当課もなく、議論のしようがないのかなというところもありまして。

議長、どうぞ。

【関口委員】 この内容からすると、児相なんかも絡んでいるのかなという気がするんですが、児童相談所のほうですね。それだとか、法的な、ある意味では裁判所絡みであったり家裁であったりとか、いろんなものが絡んでいると思うんですけども、児相辺りにつながっているということになると、例えば子ども・子育てのほうがつながっていないのかどうか。子どもの相談事だとか、そういったところにも、面会だとか何とかということでも絡んでくるし、それ以外の、幅広く状況によって面会ということが実際にどうなのかということでのものは、条件が全部各家庭によって違っているからなかなか難しさはあるかもしれませんが、そういうところに情報を流したり情報をもったりという、こういうことからすると、行政もどこかがやっているんだろうと思うんです、担当が。丸きりこういうことに絡んでいないわけではないと思うんだけど、そういう相談事やら何やらが来て、全部児相のほうに投げるのかどうかも分からないんですが、その辺のことは分からないかな。

(「休憩取って、このまま討論、採決にいくというのはちょっと難しいかなと思うから、休憩の中で、みんなで意見交換しよう」の声あり)

【佐藤(正)委員長】 じゃ、暫時休憩いたします。

【佐藤(正)委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

当陳情に関しまして、休憩の中でいろいろ話をしましたけれども、この後の進め方について、いかがいたしましょう。このまま討論、採決に入ってよろしいでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 様々、休憩中でも皆さんとお話をさせていただきました。本陳情の内容については、あくまで面会交流という表現を親子交流への改名を求める意見書なので、私もいろいろ調べましたけど、ここが変わることによってどういう影響があるかというのは、まだ調べがついていないというのが現状です。

それで、普通に考えたら、名前が変更されただけで中身が変わるとは思えないんですけど、本当にそうなのかどうかというところは、もうちょっと検証させていただけたらなというふうに思っていて、なので、継続審査にしたほうがいいのかという思いはあります。

【佐藤(正)委員長】 ほかにご意見ありますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 ちょっとやっぱり、もうちょっと調べたほうがいいのかなど。いろいろな動向を見たほうがいいのかと思うので、継続でいいんじゃないかと思います。

【佐藤(正)委員長】 はい、継続という意見がありました。ほかはいかがでしょう。

青木委員。

【青木委員】 私も、今のところ、はっきり言っているいろいろな資料もない中で、これを賛成、反対と、

今の時点で判断するのが難しいということで、やはり継続審議がよろしいかなと思うんです。

自分の心情的には、グローバルに考えると、国連の権利条約が批准されたことによって、面会から交流という言葉に変えているとかということで、その言葉だけで、変えて、疑問はあるんですけども、逆にそれを変えることによって加速するという可能性もあるので、今のところでは、判断は、中身がまだなかなか伴っていないという部分もありますので、継続がいいんじゃないかなと思います。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 ほかにご意見ありますでしょうか。

中川委員。

【中川委員】 ちょっと今回面会交流という言葉親子交流というふうに変更したことによって、何かそこから実質的な親子の交流というか、面会といいますか、そうした在り方のところが変わってくるかどうかというのは、正直疑問なところはあって、継続して調査し続けて、何か結論出てくるかなという気もするんですが、ただ、そこをよよく調べたいというふうなことが委員の皆様のお考えの大きな大勢というふうなことであれば、そうしたやり方も1つなのかなというふうには思います。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 ありがとうございます。ほかにありますか。

柳下委員。

【柳下委員】 陳情者の方は、言葉にすごく敏感な方だとは思いますが、言葉の理解というのが、面会という言葉が犯罪者というふうなイメージとして捉えているんですけども、必ずしも日本で面会が犯罪と結びつけるというのは、そこは違うんじゃないかなということもあるので、まだ言わんとするところが、これだけで判断はできないなということで、もう少し実態を見ないと、この言葉の持つ意味、変わることで、本当に子どもの人権が保障され、親の人権も保障され、親子の交流が進むかどうかを見極めたいと思いますので、この場では継続ということにしたいと思います。

【佐藤（正）委員長】 ほかにありますか。

岸本委員。

【岸本委員】 この陳情の趣旨が親子交流の改名を求める、この1点であると思うんです。しかしながら、我々、陳情の裏にあるものも読み解きながらと思いますけれども、まず陳情に書かれているものを読み解くと、これのみを変えたところでどうなるのかとか、ある意味、説明というか、その後の本当の親子の関係なりとか法改正につながるかどうかというのは甚だ疑問が残るので、継続というところで調査するところはどうか分からないにしても、もう一度調べてみるというのも1つの判断なのかなというところであります。

【佐藤（正）委員長】 継続という意見が大多数でしたか。大多数というかほとんどでした。

そうしましたら、当陳情につきましては継続審査ということで、9月議会でまた再審査をしたいと思っておりますけれども、そういう形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、陳情第3号「親子交流への改名を求める意見書の提出」を求める陳情書につきましては継続審査とさせていただきます。

この案件につきましては、町の中に担当課が存在しないということなので、各自調査を進めていただいて、また9月議会で議論をするという形になろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして、本日、総務常任委員会に付託された案件については終了とさせていただきます。

これもちまして、総務常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前9時52分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年8月27日

委員長 佐藤正憲